

東京労働局提出資料

第14回トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京地方協議会

- 1. 上限規制と改善基準告示の適用に向けた周知の取組について**
2. 連名文書による協力要請について
3. 令和5年度予算事業について

自動車運転者の時間外労働の上限規制と改善基準告示の見直し

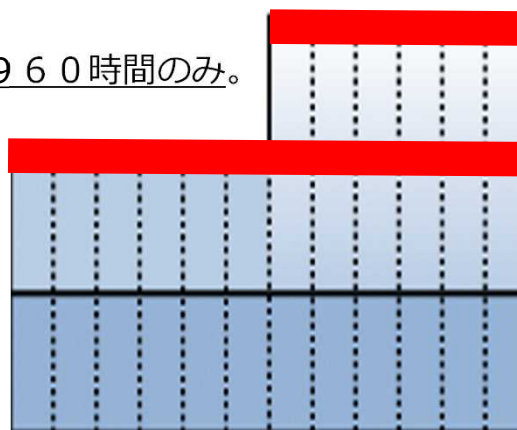
- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されること等から、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門委員会を設置し、改善基準告示見直しの議論を進めてきた。
- ▶ 令和4年9月27日の専門委員会において取りまとめを行い、同年12月23日に改善基準告示を改正（令和6年4月1日～適用）。

自動車運転者の時間外労働の上限規制について（働き方改革関連法）

- ▶ 自動車運転者の上限規制は、令和6年3月まで適用猶予。
- ▶ 令和6年4月以降も、時間外労働の上限は年960時間のみ。

法律による上限
(原則)
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間



法律による上限
(例外)

一般労働者

- ・年720時間
- ・単月100時間未満（休日労働含む）
- ・複数月平均80時間（休日労働含む）
- ・法律による上限（原則）を超えられるのは年6か月まで

自動車運転者

- ・**年960時間のみ**

改善基準告示の見直しの経緯

令和元年11月 : 労働政策審議会労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 同専門委員会の下に、「業態別（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）作業部会」を設置

- ・作業部会を複数回開催
- ・令和4年3月：バス、ハイヤー・タクシー中間とりまとめ

令和4年9月27日 : 同専門委員会 取りまとめ（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）
→ 同年10月11日 労働条件分科会に報告
同年11月29日 改正告示案要綱の諮問・答申

令和4年12月23日 : 改善基準告示 改正

荷主への「要請」、関係者への「周知」を実施

令和6年4月1日 : 年960時間の上限規制、改善基準告示 適用

時間外労働の上限規制と改善基準告示の適用について

- ▶ 令和6年4月1日より、年960時間の時間外労働の上限規制、改正した改善基準告示が適用される。

事業者は知れよ
改正2024年4月1日

令和6年4月～適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則:293時間 最大:320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 国土交通省

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生省 改善基準告示 検索

詳しくは裏面へ

トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所外におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおよそ連続10分以上、合計30分以上)10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^{(※2)(※3)} 勤務終了後、通常どりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗客予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発効時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2日)の1が限度 2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の休憩時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅90cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない。休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

【注1】長距離貨物運送とは、国土交通省が定める「長距離貨物運送の認定を受ける事業者」による運行を指す。
【注2】事象とは、令和4年国土交通省告示第307号による改正告示の改正基準告示の第4条、関係告示(令和4年国土交通省告示第1223第3号)の各号を合せて作成したものを、令和6年4月1日から適用する。
【注3】1週間とは、令和4年国土交通省告示第307号による改正告示の改正基準告示の第4条、関係告示(令和4年国土交通省告示第1223第3号)の各号を合せて作成したものを、令和6年4月1日から適用する。

荷主等の関係者に対する周知等について

自動車運転者労働時間等専門委員会報告（令和4年9月27日）「4 その他」より抜粋

（1）荷主等の関係者に対する周知について

改善基準告示の改正に当たっては、その履行確保を徹底する観点から、改正後速やかに、使用者や自動車運転者のみならず、荷主やいわゆる元請運送事業者、貸切バス利用者等の発注者、貨物自動車利用運送事業者等に対し、関係省庁と連携し、幅広く周知することが適当である。

特に、道路貨物運送業は、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、長時間労働の是正等を積極的に進める必要がある一方、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがある。

また、働き方改革関連法により改正された労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第2条第4項では、他の事業主との取引を行う場合において、長時間労働につながるような著しく短い期限の発注や発注内容の頻繁な変更を行わない等の必要な配慮をすることが事業主の努力義務とされている。

厚生労働省においては、これらのことを踏まえ、改善基準告示の改正後、速やかに、発着荷主等に対し、恒常的な長時間の荷待ちを発生させないこと等について、労働基準監督署による「要請」を実施するとともに、国土交通省が実施する「荷主への働きかけ」等に資するよう、厚生労働省が把握した長時間の恒常的な荷待ち等に関する情報を国土交通省に対して提供することが適当である。

(参考) 改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました

- ▶ 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、「荷主特別対策チーム」を編成



Press Release

報道関係者 各位

令和4年12月23日
【照会先】
東京労働局労働基準部監督課
監督課長 瀬戸 邦央
主任監察監督官 若山 匡秀
電話 03-3512-1612

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました ～東京労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省は、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））を改正（※）しました。これに基づき東京労働局は、本日、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

東京労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**
「荷主特別対策チーム」は、東京労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する東京労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **東京労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**
東京労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html

労働基準監督署による荷主要請 ①

荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請

→長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

道路貨物運送業の実態

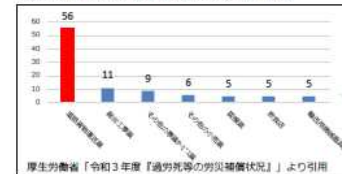
⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

道路貨物運送業は、
他の業種に比べて
長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）
※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も
最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており
道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には
昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは
見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



国民生活や経済活動に不可欠な
社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の
発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における
違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は
違反原因行為※が疑われる荷主に
「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で
荷主都合による長時間の荷待ちが
約半数を占めています

労働基準監督署による荷主要請 ②

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会（2019/08））

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、
敷地が有効活用できるようになり、
近隣住民の方からの苦情も
なくなりました。

構内のリフトマンや
荷受け作業員の作業の平準化
につながりました。おかげで、
ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため
出荷順に合わせた荷置きを行ったら
ピッキング作業などが減り、自社の
積み込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの
期間に余裕を持たせることで、
安定した物流サービスを受
けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守る着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できない
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。
労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係な
いはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である発荷主だけではなく、
荷物の受け取り手である着荷主も該当します。
また、会社の規模なども関係ありません。
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2022.12)

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

- ・トラック運転者のポータルサイトを、バス・タクシーについても掲載した自動車運転者のポータルサイトに刷新
- ・ 時間外労働の上限規制・改正後の改善基準告示の適用に向けて、事業者や関係者、国民に向けた様々な情報を発信。



＜トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト＞



改善基準告示改正に合わせてリニューアル

＜自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト＞

●トラック運転者



＜主な掲載情報＞

改善基準告示特設ページ
改善事例
特別相談センター
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

●バス運転者



＜主な掲載情報＞

改善基準告示特設ページ
改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

●ハイヤー・タクシー運転者



＜主な掲載情報＞

改善基準告示特設ページ
改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

(イメージ)



- ・ 時間外労働の改善事例
 - ・ ITの活用
 - ・ 人材の確保
- などの事例等を紹介

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

- トラック運転者の労働時間削減に向けた労務管理・取引環境改善のため、荷主や運送事業者からの相談に特化した相談窓口を設置。（令和4年8月～）
- 運送業での知見や経験のある社労士等が相談やコンサルティングを行う。

	令和5年2月末現在
相談件数	246件※

※相談件数のうち、19件訪問コンサルティング等実施。

トラック運送事業者

- ・ 来年4月からの中小企業の月60時間超の割増賃金率施行への対応ができていない。
- ・ 改正後の改善基準告示にも適応できるように、労務管理を見直したい。
- ・ 荷待ち時間の改善のため、荷役方法の分析がしたい。また、分析を踏まえて荷主と交渉したいが不安がある。



相談・交渉

（発着・元請け）荷主

トラック運転者の自社における作業効率化が求められているが、何をしたらいいかわからない。

労務管理上ネックとなる運転者の
労務管理の課題について相談

助言・訪問コンサルティング等

荷主の協力が必要な作業環境改善について相談

助言・交渉等への同席等



トラック運転者の長時間労働の
原因となる課題について相談

助言・訪問コンサルティング等

トラック相談センター

【相談窓口】

運送業での知見や経験のある社労士が、電話やメールで**事業者及び荷主**からの相談を受け付ける。

【コンサルティング（労務管理改善）】

トラック運転者の労務管理について直接的な支援を求める**事業者**に対して、労務管理コンサルタントが改善提案を行う。

【コンサルティング（取引環境改善）】 （運送事業者）

荷主の協力等を求める**事業者**に対して、物流コンサルタントが改善提案や、必要に応じて荷主企業への訪問等を行う。

（荷主）

運送事業者のトラック運転者が長時間労働になっている原因となる課題の改善に取り組むにあたり直接的な支援を求める**荷主**に対して、物流コンサルタントが改善提案を行う。



※相談センターQRコード

2

1. 上限規制と改善基準告示の適用に向けた周知の取組について
- 2. 連名文書による協力要請について**
3. 令和5年度予算事業について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 5 年 3 月 28 日

東京労働局
東京運輸支局

自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の
適用に向けた周知について（トラック運転者）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業者の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、東京運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、東京労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、別添を御活用いただき、トラック事業者の皆様におかれましては、上限規制及び改正された改善基準告示の適用に向けた準備を開始いただくとともに、荷主等の皆様におかれましては、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年4月～適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

1年の拘束時間

改正前(年基準) 3,516時間

改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月基準) 原則: 293時間 最大: 320時間

改正後 原則: 284時間 最大: 310時間

1日の休息期間

改正前 継続8時間

改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 国土交通省

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生労働省 改善基準告示 検索

詳しくは裏面へ

トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年: 3,300時間以内 1か月: 284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年: 3,400時間以内 1か月: 310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1: 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日: 9時間以内 2週平均1週: 44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおよね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2) 勤務終了後、通常どりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗客している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗客予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 休息期間の合計は、2分割: 10時間以上、3分割: 12時間以上 ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分の1)が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車室内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可	※4: 車室内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の揺動等からの衝撃が緩和されるものであること
	隔日勤務(乗客の必要上やむを得ない場合) 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】旅客施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(乗降後の休息期間)は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない。休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

（注1）貨物運送業務に限り、1週間における運行がすべて長距離貨物運送の場合に限り、16時間まで延長可(週2回まで)をいう。
（注2）本告示は、令和4年厚生労働省告示第327号による改正後の改善基準告示の改正後の告示(令和4年4月1日施行)をいう。
（注3）本告示は、令和4年国土交通省告示第223号による改正後の改善基準告示の改正後の告示(令和4年4月1日施行)をいう。

2022.12

3

1. 上限規制と改善基準告示の適用に向けた周知の取組について
2. 連名文書による協力要請について
- 3. 令和5年度予算事業について**

令和5年度当初予算案 2.6億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務等の時間外労働の上限規制の適用猶予業種は、令和6年度から上限規制の適用が開始。
⇒ 上限規制や見直し後の改善基準告示等の事業者や労働者への集中的周知、企業・国民等の更なる理解のため周知・広報。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 荷主と運送事業者による取引環境改善の促進

- トラック運送事業者と荷主向けの相談センター【新規】
- 荷主と運送事業者向けセミナーの開催【新規】
- 自動車ポータルサイトの継続運営

(2) 時間外労働上限規制等の周知・広報

- 適用猶予業種の事業者・労働者向け周知・広報【新規】
- 改善基準告示の事業者・運転者向け周知・広報
- 企業・国民向け周知広報【新規】

取引環境改善への企業の理解・社会の認識が必要

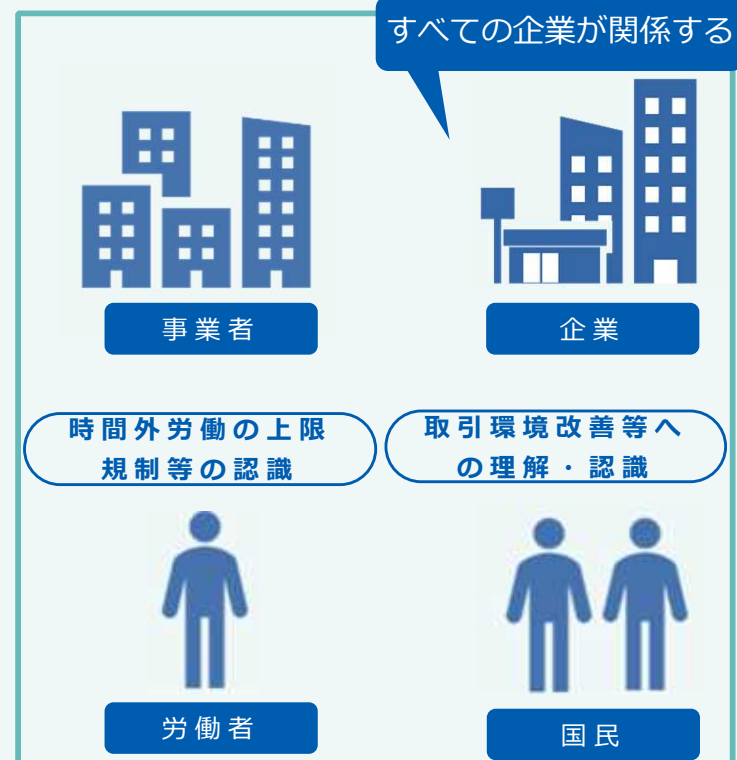
実施主体等

実施主体：民間委託事業者
事業実績（令和3年度）：自動車ポータルサイトユーザー数 91,901人
（同一ユーザーの重複訪問は数値に含まない）

(2) 周知・広報



周知・広報



令和5年度当初予算案 42億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和6年4月には上限規制の猶予事業・業務への適用が予定されているところであるが、これらの業種等については長時間労働の実態が認められるなど更なる支援が必要である。
- 各業種・業務について法規制が異なることから、各々の業種において成果目標を設ける。

2 事業の概要・スキーム

【助成対象となる取組】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

コース概要（自動車運転の業務部分抜粋）

	自動車運転の業務
成果目標と助成上限額	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60～80H→月60H以下：200万円 【インターバル導入】 9H～11H：100万円 11H以上：150万円

※実施主体：都道府県労働局 補助率 3/4

事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成。